

# Step4 計画変更手続きと必要書類(省エネ適判関係)

## Point

- 省エネ適判申請を行った後、完了検査までの間に計画に**変更があった場合は、省エネ適判の再実施又は軽微変更手続きを行うことが必要**です。

## 計画変更があった場合の手続きと書類(省エネ適判)

| 軽微な変更           | 変更の分類                                      | 変更内容                                                                                       | 省エネ適判の再実施 | 完了検査に必要な書類※4               |
|-----------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------------------------|
|                 | 1. 建築物の省エネ性能を向上させる変更又は省エネ性能に影響しないことが明らかな変更 | 非住宅：建築物の高さ又は外周長の減少、外壁・屋根又は外気に接する床の面積の減少 等<br>住宅：外皮の各部位の熱貫流率等が増加しない変更※1、空気調和設備等の効率が低下しない変更等 | 不要        | 軽微な変更説明書※2                 |
|                 | 2. 一定の範囲内で省エネ性能を低下させる変更                    | 非住宅：設備種類毎に定められた割合等以下の変更<br>住宅：床面積、外皮について、定められた割合等以下の変更                                     | 不要        | 軽微な変更説明書※2                 |
|                 | 3. 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更     | 省エネ基準適合が確認できる場合は、下記の「省エネ適判の再実施が必要な変更」を除き、あらゆる変更が該当                                         | 不要        | 軽微な変更説明書※2<br>軽微な変更該当証明書※3 |
| 省エネ適判の再実施が必要な変更 |                                            | ・用途の変更<br>・計算方法の変更<br>(例) 標準入力法⇔モデル建物法                                                     | 必要        | 再度実施した省エネ適判<br>通知書         |

※1 外皮各部位の面積が変わらない場合に限る。

※2 変更内容の概要を記載し、根拠資料を添付。

※3 再計算後も引き続き省エネ基準に適合することを確認した証明書。所管行政庁又は省エネ適判機関が発行する。

※4 完了検査では、建築確認や省エネ適判に要した図書等の提出も必要。

# Step4 計画変更手続きと必要書類(軽微な変更の全体像)

## 非住宅

### 1. 省エネ性能を向上させる変更+省エネ性能に影響しないことが明らかな変更

- ・建築物の高さ又は外周長の減少
- ・外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ・空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法等の変更含む）
- ・エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

### 2. 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更

対象建築物：BEI0.9以下の建築物が対象（設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比べ10%以上少ないもの）

空調設備：次のいずれかに該当。

- ① 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率の5%を超えない範囲で増加若しくは窓の平均日射熱取得率の5%を超えない範囲で増加
- ② 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下

換気設備：次のいずれかに該当。

- ① 送風機の電動機出力の10%を超えない増加
- ② 駐車場又は厨房である場合の床面積の5%を超えない増加（駐車場又は厨房がある場合に限る。）

照明設備：照明設備の消費電力の10%を超えない増加（室用途毎、単位床面積あたり）

給湯設備：平均効率の10%を超えない低下

太陽光発電設備：次のいずれかに該当。

- ① 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少
- ② パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更

## 住宅

- ・外皮の各部位のU値若しくは $\eta$ 値が増加しない変更又は開口部面積が増加しない変更
- ・通気等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更
- ・空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更（制御方法の変更含む）
- ・エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設

床面積：主たる居室、その他の居室又は非居室、それぞれ10%を超えない増減

外皮：外皮合計面積に変更がなく、変更前の $U_A$ 値、 $\eta_{AC}$ 値が基準値の0.9倍以下の場合の次のいずれかに該当。

- ① 開口部の面積増加分が外皮面積の合計の1/200を超えない変更
- ② 変更する開口部面積が外皮面積の合計の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽能若しくはその両方が低下する又は日射遮蔽部材をなくす変更
- ③ 変更する外皮の合計面積が外皮面積の合計の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更
- ④ 基礎断熱の基礎形状等の変更

### 3. 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更：「用途の変更」「計算方法の変更」を除く変更が該当